

第7章 推進体制と評価システム

I 推進体制

本計画を着実に推進するため、「県・市町環境連絡会議」をはじめ、「愛媛県食品ロス削減推進協議会」、「海岸漂着物対策推進協議会」、「不法投棄防止対策推進協議会」、「災害廃棄物対策推進協議会」等を活用して、県民、NPO、大学等、事業者、行政が連携して、それぞれの役割分担や責任の元、目標達成のため積極的な取組みを推進していくものとする。

本計画に掲げた目標を達成し、基本方針である「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を推進していくため、各主体は、資源循環や廃棄物処理の現状及び課題について共通認識を持ち、お互いの立場を理解しながら、それぞれの役割を果たすことにより、本計画で示した各種の施策を着実に遂行していくものとする。

2 評価システム

(1) 評価体制

本計画の進捗状況については、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」が点検・評価を行う。

点検・評価に基づく結果（廃棄物の排出量、処理量など）は、各年度の県環境白書や県ホームページなどを活用し、県民や事業者に対して資源の循環や廃棄物処理の現状についての情報提供を行う。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況について、P D C A サイクル（①策定（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action））により、定期的な点検・評価を行い、各施策の成果の継続的な改善を図るものとする。

そのため、一般廃棄物については、毎年度実施する一般廃棄物処理実態調査や資源リサイクル実態調査により、排出量等の確認を行うものとする。

産業廃棄物については、毎年度、産業廃棄物実態調査を実施することは困難なことから、多量排出事業者による処理実績報告や資源循環促進税の納入・納付状況などを基に、排出量や埋立処分量などの把握に努める。なお、産業廃棄物実態調査は、本計画を改定する際に実施し、目標の達成状況を確認する。

また、県が毎年度実施する政策予算・事務事業評価に基づき、各施策の活動指標や成果指標により計画の進捗状況を把握し、事業の見直し等を実施していくこととする。

これら毎年度の点検・評価、事業の見直しのほか、必要に応じて本計画の見直し等を検討する。